

津高東京同窓会会則の改定について

1. 改定理由

実態に合わせるるとともに機動的な運営を図っていくため、所要の改定を行うもの。

2. 主な改定点

(1) 役員構成

→機動的な運営を図るため、役員会を構成する役員は「**会長・副会長・事務局長・会計及び会計監査**」とする。

・役員から「相談役、特別顧問」の規定を廃止し、「**特別顧問**」の規定を別に設ける。相談役は置かない（現在、該当者なし）。

・役員から「年度幹事」の規定を廃止し、「**卒年幹事**」及び「**代議員**」の規定を別に設ける。

(2) 卒年幹事・代議員

→各卒業年次（「卒年」という。）に「**卒年幹事**」若干名を置き、うち 1 名を「**代議員**」とする。自主性と機動性を重視して、それらの選出は各卒年に委ね、任期を定めない。

(3) 機関の変更

→現行の「会員総会・役員会」から「**総会・役員会・代議員会**」に変更。

→各機関の役割と権限を明確化

・役員会は、重要な事項について、代議員会の承認を得て、総会に報告。

・機動性のある運営を図るため、また、自由闊達な議論や提案を容易にするため、代議員会に「役員の選出」、「会則の改定」に関する権限を付与。

※役員会と代議員会は合同で開催可能とする。

※代議員会には卒年幹事も出席可能とする。

(4) 事務局

→「**事務局**」に関する規定を明確化（事務局長・会計・事務局スタッフで構成）。

(5) 会計年度

→「6 月から 5 月まで」を「**4 月から 3 月まで**」に変更

(6) 施行

→改定された会則は、本日（平成 27 年 5 月 30 日）の総会終了時で発効

3. その他

詳細は、別紙「新旧対照表」を参照。